

わが家の アイドル



いしやま あいな ちゃん
石山 愛依奈 ちゃん
10月2日生 (茂田)



いわさき れいや くん
岩崎 莉弥 くん
10月3日生 (二木成)



すずき かりん ちゃん
鈴木 花凜 ちゃん
10月3日生 (野殿)



かわもと はる くん
川本 陽琉 くん
10月6日生 (伊佐山)



しみず れん くん
清水 漣 くん
10月6日生 (成田)



えづれ あんな ちゃん
江連 杏奈 ちゃん
10月10日生 (中舘)



とよいづみ あやと くん
豊泉 絢都 くん
10月16日生 (荒町)



くさま ゆうり くん
草間 有凜 くん
10月23日生 (東石田)



さとう みなと くん
佐藤 湊音 くん
10月23日生 (鷺島)



さくらい しょうだい くん
櫻井 照大 くん
10月28日生 (宮後)



いしじま りっか ちゃん
石島 六花 ちゃん
10月30日生 (笹塚)



ふくだ まな ちゃん
福田 真那 ちゃん
10月30日生 (横生一丁目)

アイドル募集中

令和5年12月生まれ
10月31日(木)まで

申
問

広報広聴課 (本庁4階) ☎24-2172
✉ people@cc9.ne.jp

■ メールの場合

簡単にできておすすめです

メール本文に下記の必要事項を記入のうえ、画像を添付して送信してください。

①お子さんの氏名・ふりがな・生年月日・性別 ②保護者氏名・郵便番号・住所・電話番号

確認のため、メール送信後、広報広聴課までご連絡ください。確認がとれない場合、掲載できないことがあります。



メール送信は
こちらから

■ 持参の場合

左記の必要事項を写真の裏面に記入し、広報広聴課に持参してください。

10月分(12月支給)から対象

児童手当の制度が変わります

■ 支給対象年齢の拡大

18歳到達後の最初の年度末まで延長となります。

■ 支給回数が隔月支給に変更

偶数月2月、4月、6月、8月、10月、12月

■ 所得制限撤廃

主たる生計維持者の所得に関係なく、児童手当が支給されます。

【申】【問】 こども課 (本庁1階) ☎24-2104

★ 児童手当の支給

10月10日(木)に児童手当を支給します(6月から9月の4か月分)。

個別に支払の通知はしませんので、通帳でご確認ください。

【問】 こども課 (本庁1階) ☎24-2104

■ 多子加算の拡充

第3子以降の児童は1人当たりの支給額が一律3万円となります。

■ 多子加算の算定対象年齢拡充

22歳到達後の最初の年度末まで延長となります。

支給にあたっては、申請が必要な場合と不要な場合があります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



★ 誕生祝金事業

お子さんの誕生をお祝いし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、お子さん一人あたり20万円を贈呈します。支給要件、申請方法などはホームページをご覧ください。



【申】【問】 母子保健課 (本庁1階) ☎24-2115